



ホームレスなど生活困難者の人権

生活困難者の自立を図るための様々な取組が行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件等の人権問題も発生しています。生活困難者に対する偏見や差別の解消のため、地域社会の理解と協力が必要です。

犯罪被害者やその家族の人権

犯罪被害者とその家族は、犯罪による直接被害にとどまらず、偏見による中傷やプライバシーの侵害等の二次的被害に苦しんでいます。犯罪被害者とその家族の人権に配慮するとともに、関係機関等が行う支援に協力することが必要です。さらに、明石市では、2020年4月に、「犯罪被害者等の支援に関する条例」を改正し、全国で初めて特例給付金制度を導入し、被害者や遺族に寄り添った支援を行っています。

ハラスメントについて

一般的に、相手を不快にさせる嫌がらせ等の行為をさします。パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、最近では顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為、いわゆる「カスタマーハラスメント（カスハラ）」が新たな問題となっています。こうしたハラスメントを発生させないためにも、私たち一人ひとりが、人権感覚を高めていくことが大切です。

ヤングケアラーとその家族への支援

一般には、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話、介護などを日常的に行っている子ども」とされています。負担が重くなると学校生活や進学・就職に影響が出る場合があります。相談や支援の必要性を感じたら以下の相談機関などにご相談ください。

- 福祉サービス（介護・障害・生活困窮などへの支援）を利用してケアの負担を減らしたい時の相談窓口は市内6か所の地域総合支援センターへ（P14、高齢者の欄に記載）
- ヤングケアラー相談ダイヤル **TEL 078-926-2525 FAX 078-926-2424**
(子どもが自分で相談できる番号です。不安や悩みを聞いてくれます。24時間365日つながります)

ひきこもりの人とその家族への支援

2022年4月「明石市ひきこもり相談センター」（あかし保健所相談支援課内）が設置されました。

「ひきこもり」とは

2025年1月に公表された「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」にて、『社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生活上の困難を抱え、家族を含む他者との交流が限定的（希薄）な状態』と定義されています。

2022年度の内閣府の調査では、15～64歳のひきこもり状態にある人は全国で推計146万人と報告されています。これを明石市の人口に当てはめると、約3,700人がひきこもっていると推計されます。

正しい理解が必要です

ひきこもりは、様々な要因から抱えた多くのストレスに対処しようとした結果、こころのエネルギーが低下し、自信を失った時に生じます。エネルギーの回復のために、ひきこもり、こころを休めている状態です。誰でも、どんな家庭にも起こる可能性があり、特別なことではありません。

どう関わればいいのか？

ご本人、ご家族は、ひきこもりへの罪悪感や、周囲からどう思われるのか不安に思い、なかなか相談できずに孤立している人が多く見られます。こころのエネルギーの回復には、長い時間が必要です。まずは、近隣の身近な人がしんどさに気づき、声を掛け、悩みに耳を傾けてください。誰かとつながることが、元気を取り戻すきっかけとなります。

**ひきこもり専門相談ダイヤル：TEL 918-5659
FAX 918-5440**

WEB相談

明石市 ひきこもり相談

検索

スマホ・携帯はこちらからも

